

上越市エネルギー価格高騰経済対策

【追加募集】 省エネ設備導入事業補助金

市では、エネルギー価格高騰の影響による負担の軽減を図るため、エネルギー使用量の削減に資する省エネ設備の導入を行う中小企業者や農林水産事業者などへ、補助対象経費の1/2(上限25万円)を補助します。

募集期間令和 7 年 **8 月 1 日(金)** から **10 月 31 日(金)** まで【必着】※ 先着順。期間内でも募集を締め切ることがあります。**申請方法**

必要書類を揃え、次のいずれかの方法でご申請ください。

- ・「上越市電子申請システム」から申請
- ・産業政策課に申請書を「持参」又は「郵送」

※ 交付は、一事業者につき1回限りです。

詳細は市ホームページ
をご覧ください。**制度概要****【1】対象者**

市内に主たる事業所を有し、市税等を完納している中小企業者等

※ 中小企業者等…中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者（第6号に規定する事業者を除く）、法人税法別表第2に規定する学校法人及び社会福祉法人のほか、農林水産事業者

【2】対象事業

- ① LED対応ではない灯具からLED照明への入替え（電球等の交換のみを行うものを除く）
- ② 既設の空調設備から省エネルギーに資する空調設備への入替え

【3】対象経費

- ① 設計費：機械装置・建築材料等の設計に必要な経費
- ② 設備費：機械装置等の購入、製造などに必要な経費
- ③ 工事費：配管や配電、機械装置の運搬・据付、既存設備の撤去（廃棄処分に係る費用は除く）に必要な経費

※ 交付決定前に契約・購入等した経費は対象外です。**【4】補助率**対象経費の **1/2** (上限額 **25 万円**) ※ 税抜額での算定となります。**制度の詳細・お問合せ**

上越市 産業部 産業政策課 産業振興係

〒943-8601 上越市木田1-1-3 ☎025-520-5729